

公園愛護会マニュアル

これだけはお読み下さい

【愛護会制度について】

項目	説明	主な関連ページ
公園愛護会とは	地域の公園として愛着を持ち、地域で管理できるような公園の周りの地元のかたがたを中心に結成していただいている団体です。	3-1
公園愛護会の構成	地域事情により、もっとも活動しやすい形での構成をお願いしています。 一般的には、 自治会全体が愛護会としての活動を行う 自治会の一部門や班での持ち回り 老人会や子供会が主体となった活動 地域住民の有志の皆様で活動 などがあります。 ボランティア団体や企業で結成することもできます。	3-1
愛護会の活動内容	基本的な活動として、清掃、除草、必要に応じての樹木への水やり、利用マナーの指導をお願いします。 必要に応じて、愛護会主催のイベントや花壇づくり、中低木の管理など公園の魅力さをさらに高める活動を行うこともできます。	3-1 5-5～12 7-2 8-1,2 9-2 10-1～4
愛護会の活動区域	多くの場合、公園全体が愛護会の活動区域となります。 斜面地など活動を行うのに危険な区域を除く場合もあります。 大きな公園で複数の愛護会で区域を分けながら活動する場合もあります。	3-2

【安全に活動するために】

活動中の安全確保	活動中のちょっとした不注意などにより御自身が怪我をすることや、第三者に対して怪我をさせてしまう可能性がありますので、安全に十分な配慮を行ってください。	5-1,2 5-6,11 8-1,2 9-4,5
----------	---	-----------------------------------

【愛護会活動の支援について】

項目	説明	主な関連ページ
愛護会への支援	<p>支援の方法は2通りあります。</p> <p>【Aコース】愛護会費を従来より減額する代わりに、活動に必要な物品やノウハウなどの技術支援を行います(新制度)。これにより実質的な支援の充実を図ります。</p> <p>【Bコース】従来どおりの活動面積基準で愛護会費をお支払いします。 の物品や技術支援は原則として対応できません(暫定的な制度)。</p> <p>どちらを選択した場合でも公園管理上で必要なこと(注意看板の設置や施設の修繕など)は対応します。また、よりよい支援制度になるよう引き続き検討を進めてまいります。</p>	<p>【Aコース】 3-3~5 5-3, 4,6,8,9,10,11</p> <p>【Bコース】 3-4,5</p>
愛護会費の使い道	<p>活動に必要な物品や体調管理の飲み物などの購入などにお使い下さい。</p> <p>愛護会活動と直接関係のない内容への支出は避けてください</p>	3-5
公園愛護会等コーディネーター	<p>公園愛護会の皆様と行政の間を取り持つ職員です。各土木事務所に1人ずつ配置されています(大規模な公園等の愛護会活動の支援は公園緑地事務所でこないます)。</p> <p>公園愛護会活動でのサポートを行います。</p>	3-3
技術指導	<p>花壇作りや中低木の管理、樹名板作りなどを行う際に、「維持管理支援班」がお手伝いします。原則として、愛護会支援Aコースを選択した愛護会向けのサービスです。</p>	3-3 5-9

【活動を広げる際に、PR】

保険	<p>愛護会での活動は、横浜市の「市民活動保険」の対象となります。事前の申し込みは不要です。事故が起きた場合は区役所総務課までご連絡下さい。</p> <p>イベントの参加者(お客さん)の事故については保険の対象外となります。損害保険会社のイベント保険などをご利用下さい。</p>	3-6
愛護会のPR	<p>公園愛護会の活動を活発に行うためにも、また、公園を利用する人に知ってもらい、参加につなげるためにも、積極的なPRをお願いします。</p> <p>「愛護会活動紹介リーフレット」もございますのでご利用下さい。</p>	5-3,4,10,12

【活動を広げる際に、PR】（つづき）

項目	説明	主な関連ページ
マナー指導について	「犬の鎖を放している」、「ゴルフの練習をしている」などのマナー違反を見かけた際は、無理のない範囲での声かけをお願いします。 愛護会活動を紹介するリーフレットでもマナー紹介をしていますのでご活用下さい。	5-7,8
公園愛護会通信、HP	公園愛護会の皆様への情報提供のため、公園愛護会通信を年5回発行しています。 インターネットのHPで公園愛護会制度の紹介も行っていきます。 http://www.city.yokohama.jp/me/kankyou/park/aigokai/	

【行政との連絡・調整】

提出していただく主な書類 (活動報告書)	4半期ごとに活動状況の報告をお願いします。7月末、9月末、1月末、4月末が提出期限です。なお、4期目のみ収支報告の欄があります。 【Bコース】は領収書(コピー可)もあわせて提出をお願いします。	6-1 6-3~6
提出していただく主な書類 (口座振替払依頼書)	愛護会費を振り込む際のいわゆる「請求書」として使用します。口座が変わらない場合も毎年必ず提出をお願いします。	6-2
提出していただく主な書類 (会長等変更届)	愛護会長や役員が変更になった際に提出してください。 変更がない場合でも、確認のため、年によっては「現況届」を提出していただく場合があります。	6-1
施設修繕の連絡・設置の要望	遊具の破損、施設へのいたづらを発見した場合は、土木事務所下水道・公園係(大規模な公園等は公園緑地事務所)にご連絡をお願いします。	6-1 0-4,5
イベントの実施の際に	大きなイベントを行う場合は、原則として土木事務所(大規模な公園等は公園緑地事務所)への行為許可申請が必要となります。	7-2 8-1,2
ごみが出た際には	資源循環局の各区事務所にご連絡下さい。大量にごみが出るのが予想される場合には、日にちと場所について事前にご連絡下さい。 <u>粗大ごみが不法投棄</u> された場合は、土木事務所(大規模な公園等は公園緑地事務所)にご連絡下さい。	0-5 5-5